

高額療養制度の見直しによる自己負担上限額変更のお知らせ

標題の件につきまして、医療保険制度改正にともない、令和8年8月1日より

入院費自己負担の上限額が下記のとおり変更(引き上げ)となります。

適用区分		令和8年7月31日まで	令和8年8月1日より
70歳未満	70歳以上	【月額上限】 <多数回該当>	【月額上限】 <多数回該当>
区分ア	現役並みⅢ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 % <140,100円>	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1 % <140,100円>
区分イ	現役並みⅡ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % <93,000円>	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1 % <93,000円>
区分ウ	現役並みⅠ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % <44,400円>	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1 % <44,400円>
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	57,600円 <44,400円>	61,500円 <44,400円>
区分オ		35,400円 <24,600円>	36,900円 <24,600円>
	住民税 非課税世帯Ⅱ	24,600円 <24,600円>	25,700円 <24,600円>
	住民税 非課税世帯Ⅰ	15,000円	15,700円

※上記とは別に食事代がかかります

何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和8年8月1日

総合心療センターひなが

院長 森 厚